

審議事項（４）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

会社法対応専門委員会での検討状況

No	検討事項	公開草案のスケジュール
1	繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告） 見直しの方針（現行を基礎、拡大の方向は見直さない） 自己株式処分費用 新株発行費とともに繰延資産 社債発行費の償却期間（３年から償還期間） 繰延資産に計上できる株式交付費＆新株予約権発行 費は財務活動としての性格が強いものであることを 明記 年割償却から月割償却 適用時期及び会計方針の変更等の取扱い	平成 18 年 5 月 30 日の委員会で 公開草案の公表を議決予定
2	金融商品会計基準の改正 1 との関係で社債発行差金を負債（社債）から控除 純資産会計基準に関連した改正（Ex 新株予約権、繰 延ヘッジ損益の B/S 表示区分、資本の部 純資産の 部） 改正にあたり、新株引受権 会社法による新株予約権 に置き換えるかどうか（上記、と異なり、改正を しなければならないというものではない）	平成 18 年 5 月 30 日の委員会で 公開草案の公表を議決予定 改正する場合の様式などにつ いては、検討中
3	自己株式等会計基準の改正 自己株式の消却原資の取扱い（その他資本剰余金を優 先的に充当） 法務省令に対応 新株の発行と自己株式の処分が同時に行われた場合 に生じ得る自己株式処分差損の取扱い 資本剰余金と利益剰余金の混同禁止の考え方の明確 化（補てんの対象となる利益剰余金のマイナス額は事 業年度末を基準とする）	平成 18 年 5 月又は 6 月を目標

なお、今後、これらの会計基準等を参照・引用している多数の会計基準等の修正が必要
になることが考えられる。

以 上